

2024 年 5 月 30 日

逗 子 市

「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」を創設します

逗子市立地適正化計画（令和 6 年 3 月 29 日策定）に基づき、がけ地の崩壊等により生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅から、市内の安全な場所にある住宅に移転する市民に対し、解体工事費、引越し費用の一部を補助します。

（6 月 3 日より相談受付開始）

1. 事業概要

丘陵で囲まれた本市では、市街化区域内の約 12%が土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に近年指定され、指定エリア内にある既存家屋が約 2,500 棟あり、住み替え等の支援が大きな課題になっています。

そのため、市内の安全な場所の住宅に移転する市民に対し、補助制度を開始します。

なお、このような移転に対する補助制度は、神奈川県内の市町村では 2 例目になります。

2. 補助対象となる家屋

土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条に基づき神奈川県知事が指定した逗子市内の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存する木造住宅及び軽量鉄骨造住宅

3. 補助対象事業

- （1）住宅の除却に係る事業（解体工事）
- （2）逗子市内の土砂災害特別警戒区域内以外の住宅への移転に係る事業（引越しの委託費用）

4. 補助金を申請できる方

土砂災害特別警戒区域内の住宅に居住している個人の所有者

5. 補助額

- （1）住宅の除却費 31,000円／㎡（延べ床面積100㎡を限度とする）
〔例：延べ床面積100㎡の木造住宅の場合... 310万円〕
- （2）引越し費用（動産移転費）補助対象限度額：97万5千円／戸

本件に関するお問い合わせ先
環境都市部まちづくり景観課 三澤、坂本
電話：046-873-1111 内線 461